

## 揮発性有機化合物排出施設の排出基準等に係る立入検査

中西基晴 押尾敏夫 内藤季和 猪野正和 井上智博 横山新紀 堀本泰秀 多田幸恵

大気汚染防止法の改正により、平成18年4月1日からVOC排出施設に対する規制が開始された。

平成18年度には、大気汚染防止法に基づく立入検査を8事業所22施設について実施した。

結果概要は、表1のとおりであった。既設施設については、平成21年度末まで排出基準の適応が猶予されているが、22施設中14施設が排出基準値を超過していた。

表1 2006年度揮発性有機化合物排出施設立入検査結果

事業所名	施設名	測定値 (ppmC)	基準値 (ppmC)	結果(注)
A事業所	接着に供する乾燥施設1	6,100	1,400	否
	接着に供する乾燥施設2	3,800	1,400	否
	グラビア印刷に供する乾燥施設1	4,200	700	否
	グラビア印刷に供する乾燥施設2	1,700	700	否
B事業所	塗装に供する乾燥施設1	3,100	600	否
C事業所	塗装に供する乾燥施設2	35	600	適
D事業所	吹付塗装施設1	810	700	否
	吹付塗装施設2	890	700	否
	吹付塗装施設3	1,200	700	否
	吹付塗装施設4	970	700	否
	吹付塗装施設5	390	700	適
E事業所	化学製品製造に供する乾燥施設1	3,000	600	否
	化学製品製造に供する乾燥施設2	1,400	600	否
	化学製品製造に供する乾燥施設3	240	600	適
	化学製品製造に供する乾燥施設4	1,000	600	否
F事業所	工業製品の洗浄施設1	3,500	400	否
G事業所	接着に供する乾燥施設3	6	1,400	適
	接着に供する乾燥施設4	50	1,400	適
H事業所	グラビア印刷に供する乾燥施設3	20	700	適
	グラビア印刷に供する乾燥施設4	270	700	適
	グラビア印刷に供する乾燥施設5	670	700	適
	工業製品の洗浄施設2	440	400	否

(注) 排出基準の適用は、平成21年度末まで猶予されている